

2020年9月18日

NORD STREAM 2 および TURKSTREAM – 米国の新たな制裁に関する最新情報 (NORD STREAM 2 AND TURKSTREAM - Update on New US Sanctions)

はじめに

Nord Streamは、ロシアとドイツを結ぶ海底天然ガスのパイプラインシステムです。最初に敷設されたNord Stream (NS1)のVyborgからGreifswaldまでの2本のラインと、Nord Stream 2(NS2)と呼ばれるUst-LugaからGreifswaldまでの2本のラインから成ります。NS1はロシアの国営企業・ガスプロムを大株主とするNord Stream AGが所有・運営し、NS2はガスプロムの完全子会社であるNord Stream 2 AGが所有しており、今後運営を行っていく予定です。

NS1は2012年10月8日に完成しました。NS2の敷設作業は2018～2019年にかけて行われていましたが、米国の制裁により中断されました。米国による制裁発動前は、2020年中頃の稼働開始を見込んでいました。

TurkStreamはロシアとトルコを結ぶ天然ガスパイプラインです。ロシアのAnapa近郊のRusskaya圧縮ステーションを起点に、黒海をまたいでKiyiköyの受入施設まで繋がっています。TurkStreamの建設は2017年5月に開始され、2020年1月1日にこのパイプラインを経由してブルガリアへのガス供給が始まりました。

本Circularは、NS2とTurkStreamのパイプライン建設プロジェクトといずれかのプロジェクトに関連して、船舶およびサービスを提供する者を対象とした制裁規定を強化する米国の取り組みに関するものです。米国の最近の取り組みで主に重視されているのが、「米国の敵対者に対する制裁措置法(CAATSA)」と「欧州エネルギー安全保障保護法(PEESA)」の2つの法律です。CAATSAとPEESAの制裁権限に関する文言は異なりますが、いずれの法律も、米国以外の船主および海運業界のその他の事業者(保険会社を含む)の活動に影響を及ぼす可能性があります。各法律の概要は以下のとおりです。

CAATSA(米国の敵対者に対する制裁措置法)

CAATSAは2017年に米国議会で可決されました。CAATSAの第232条には、ロシアのエネルギー輸出パイプラインの建設に関する特定の高額投資またはその他の取引を政府による制裁の対象とすることを認める条項が含まれています(ただし、制裁を要求するものではありません)。また第232条は、米国財務省との協議の上、米国国務省に制裁措置を発動する権限を与えています。

CAATSAが制定された際、米国国務省は自らの判断により、2017年8月2日以降にプロジェクト契約が結ばれたロシアのエネルギー輸出パイプラインを対象としない方針を採用しました。この方針によって、NS2とTurkStreamは第232条の対象から実質的に外れることになりました。ところが、2020年7月15日、米国国務省はこの方針を変更することを発表し、第232条の対象範囲をさらに広げてロシアのエネルギー輸出パイプラインも含めることを明らかにしました。これに伴い、NS2とTurkStreamも制裁対象に含まれるようになりました。方針変更の発表の場で米国国務省は、同省がロシアの「…米国およびその同盟国・協力国に対して攻撃的な行動で対応するといった悪意のある振る舞い」と表現したものに対して、ロシア側に費用を負わせることがこういった制裁の目的であると述べました。

方針の変更に伴い、第232条(a)にある公正市場価格の基準値を満たし、かつNS2またはTurkStreamの拡張・建設・近代化を直接かつ大幅に助長するものの中でも、とりわけロシア連邦の商品・サービスを販売、リースまたは提

供する者に対しては、制裁(米国による阻止を含む)が科される可能性があります。対象となる金額の基準は、公正市場価格が100万米ドル以上、または12ヵ月間の総額が500万米ドル以上となります。

NS2の建設に関連する幅広いサービスを対象に含めるべく、米国国務省は今後第232条の規定を広く解釈していく兆候が見て取れます。第232条に該当する制裁対象のサービスは、必ずしもロシア連邦と直接契約したものとは限りません。したがって、どのような種類であれNS2やTurkStream関連で使用される船舶を提供する、またはそのような船舶にサービス(管理、保険、港湾サービスなど)を提供する場合、契約相手方の身元に関係なく、米国人以外の者も第232条に基づいて制裁が科される可能性があります。対象となる金額の基準も引続き加味する必要がありますが、これらの基準についても幅広い解釈がなされる可能性があります。提供された船舶やサービスの公正市場価格は、該当する契約で定められた金額だけで判断されると想定してはなりません。例えば、管理サービスの公正市場価格は、管理費用に限定されない可能性があります。

PEESA(欧州エネルギー安全保障保護法)とその明確化

2019年12月、米国はPEESAを制定し、同月に行われた署名後直ちに発効しました。PEESAは基本的に、NS2およびTurkStreamに関連するパイプライン敷設に携わる船舶ならびにそのようなプロジェクトの建設のためであることを承知の上で船舶を販売、リースもしくは提供した外国人、またはそのようなプロジェクトの建設に船舶を提供するために詐欺的・計画的な取引を手伝った外国人に対して制裁を科すことを定めています。PEESAによって認められている制裁の種類には、米国の管轄内にある外国人の資産凍結、外国人役員および主要株主に対するビザの発給拒否と米国への入国拒否などがあります。

PEESAの下で発動された制裁が不十分で、NS2の建設が依然として続いていることに不満を抱いたためか、米国の上院・下院議員のグループが最近PEESAの修正法案を提出しました。上院法案3897と下院法案7361は、それぞれPEESA明確化法を通じてPEESAの強化と明確化を提案しています。2つの法案は文言に若干の違いはありますが、いずれも強制的な制裁を必要とする活動の種類を広げることを目的としています。

いずれの法案でも、PEESAによる制裁対象を拡大し、パイプラインを敷設する船舶だけでなく、「パイプ敷設活動」に従事する船舶も含めています。パイプライン敷設活動は、「現場の準備、溝掘り、測量、岩の設置、配列、曲げ、溶接、塗装、パイプの降下作業、埋め戻し」などパイプライン敷設をサポートする活動と定義されています。また、文言に若干の違いはありますが、いずれの法案もこのような活動に従事する船舶の販売、リースもしくは提供を行う者、またはそのような船舶の販売、リースもしくは提供を手助けする者も制裁対象にしています。さらには、PEESAに記載された船舶(パイプライン敷設、またはパイプライン敷設活動に従事する船舶など)に対して引受業務、保険または再保険を提供する者を制裁対象とする条項を含んでいます。現在の法案には、引受人、保険会社、再保険会社のいずれか、またはこのすべてに対する相当注意義務の特例はありません。さらに、前述のCAATSAとは異なり、PEESA明確化法では制裁対象を判断する金額基準も決められていません。

この2つの法案は、共和党と民主党、そして連邦議会両院で超党派の支持を獲得していますが、現在はまだ上院と下院のそれぞれの委員会では法案通過を目指しているところです。

そのため、議会で調整と承認が行われ、署名のために大統領に提出されるか、それがいつになるかは定かではありません。仮に法案が通過した場合、PEESA明確化法は、米国以外の船主、運航者およびその保険会社に甚大な影響を及ぼす可能性があります。とりわけ、船舶が「パイプライン敷設活動」に従事していると連邦議会への報告書の中で特定された場合、当該船舶の保険会社もその報告書の中で特定されるおそれがあります。企業が報告書の中で特定されると、PEESA明確化法で明示的に定められた規定に基づいて制裁が科されます。ただし、同法が制定された場合に、そのような規定が最終的にどのように履行されるのかについてはまだ分かっていません。

クラブの保険カバーへの影響

違法な活動に関与している船舶や、保険カバーを提供することによってクラブが制裁違反に問われるおそれがある船舶に対しては、保険カバーが提供されないことにご注意ください。CAATSAおよびPEESAによって保険者へ直接的な制裁が科されるおそれがあることから、Nord Stream 2あるいはTurkStreamの建設プロジェクトに従事する、またはこれに関係する一切の活動に対しては、クラブの保険カバーは適用されません。

そのため、メンバーの皆さまには、Nord Stream 2またはTurkStreamの建設プロジェクト関連の契約を締結するリスクを評価・軽減し、制裁や執行措置を受けないように最大限の注意を払うことが強く求められます。

結論

以上の内容を考慮しますと、米国以外の船主、保険会社などにとって喫緊性の高い懸念事項はCAATSAの第232条です。米国国務省は同条をNS2とTurkStreamに適用することを2020年7月15日に明らかにしました。したがって、NS2もしくはTurkStream関連で使用されている船舶の所有者や運航者、またはそのような船舶にサービスを提供している者は、その活動が第232条の制裁規定の適用対象となるか否かを考慮する必要があります。

さらに、修正法案では制裁の義務化と強化が想定されているため、PEESAの明確化を取り巻く今後の動向を注視することも重要です。

国際P&Iグループに加盟するすべてのクラブが同様のCircularを発行しています。

本Circularの起草にあたりご協力いただいた米国のFreehill, Hogan & Mahar LLP法律事務所のGina Venezia氏に感謝いたします。

以上
(翻訳)ブリタニヤP&Iクラブ日本支店

本 Circular はすべて英語版の日本語訳です。日本語訳と英語版の間に齟齬がある場合は英語版の内容を優先下さるようお願い申し上げます。